

入学金・保険料及び諸会費などの 振込みにあたって

入学金・保険料及び諸会費を郵便局で
振込む際には、振込みを行う方の本人
確認書類をご用意ください！
(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)

平成19年1月4日から、本人確認手続に関する法令の改正
により、金融機関において10万円を超える現金の振込みを行う
場合には、本人確認書類の提示が必要となりました(A T Mでは、
10万円を超える現金の振込みができません)。

入学金・保険料及び諸会費の現金振込みの際には、指定の振込用紙
とともに、振込みの手続を行う方の本人確認書類及
をご用意のうえ、郵便局の窓口をご利用ください。

本人確認書類など詳しくは郵便局にお問合せください。

- 本人確認書類の提示がない場合には、金融機関では、10万円を超える現金による入学金・授業料などの振込みができません。
- 保護者の方などが、振込名義人(受験生・入学者など)に代わって振込みの手続を行う場合には、郵便局では、振込みの目的(入学金などであること)をお尋ねすることがあります。

